

令和3年10月20日

居宅介護支援事業所 各位

南知多町厚生部健康介護課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付に係る有効期間の取り扱いについて

日頃は介護保険制度の普及ならびに介護サービスの提供に格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、現在の運用では、原則、提出日から1年間（ただし、要介護・要支援認定が更新・区分変更となった場合や、継続して貸与を受ける場合は、認定の有効期間が切れる前に、再度申請書の提出が必要）となっております。

上記の基準について、申請書の様式等に曖昧な箇所があることや、当町の事業所への周知不足により、問い合わせをいただくことが多かったため、下記のとおり、有効期間取り扱い基準の統一及び様式の変更を行います。貴事業所におかれましては、今回の取り扱いに合わせた申請書の提出にご協力をお願いいたします。

記

1. 有効期間の取り扱い基準

(ア) 開始日：申請書を健康介護課で受け付けした日以降の指定の日

(イ) 終了日：有効期間開始日の1年後の月末または、次に掲げる期日の短い方

- ・要介護・要支援認定有効期間終了日
- ・ケアプランの有効期間終了日

2. 申請書様式 別紙のとおり（有効期間欄を有効期間開始日に変更し、有効期間は申請後、通知にてお知らせします。）

申請書は町公式ホームページに掲載しています。（HP 番号 1001161）

3. その他

(ア) 有効期間終了後、継続して貸与を受ける場合は、有効期間が切れる前に再度申請書の提出が必要です。（医師の意見書は必要）

(イ) 暫定プランで申請する場合は、要介護認定後に本プラン作成後、再度申請書の提出が必要です。（医師の意見書は省略可）

(ウ) 有効期間内に変更・介護申請を行った場合に限り、1（ア）の取り扱いを緩和し、申請日から2週間以内に申請書の提出があれば、変更・介護申請日に遡って有効期間の開始日とします。（医師の意見書は必要）

(エ) 当該福祉用具に係るケアプランを見直しした場合は、再度申請書の提出が必要です。（医師の意見書は必要）

(オ) 後日、更新申請などで申請書が未提出と判明した場合は、請求の返戻をお願いさせていただきます。

【担当：健康介護課高齢者介護係 宮地 電話：0569-65-0711（内線133）】